

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月1日（金）午前9時30分から午前12時07分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （13人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

欠席委員 （1人） 4番 水田武次郎

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第108号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第109号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第110号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第112号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第113号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規
定により定める農用地利用配分計画について

議案第114号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構との貸借)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	皆さんおはようございます。只今より平成28年度第26回総会の審議に入りたいと思います。
	本日の欠席委員は水田委員です。
	本日の提出議案は108号が1件、109号が1件、110号が1件、111号が1件、112号が3件、113号が1件、114号が1件となっています。
	議事録署名者は11番永渕委員さん、12番中尾委員さんお願いします。出席委員は13名の出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
事務局	それでは農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。事務局説明をお願いします。
	(事務局説明) 平成16年5月より10年間の農地法第3条の賃貸借権設定をしていたが、契約等の見直しを行ったために合意解約となっています。
議長	それでは永渕委員調査報告をお願いします。
永渕委員	賃借人と話をして、よろしく申し上げますとの事でした。賃借人とは連絡が取れませんでした。以上です。
議長	川崎委員調査報告をお願いします
川崎委員	賃借人と話をしました。112号の議案にも関わりますが、1つ

議長	<p>その土地は返還をし、もう一つの土地は引き続き耕作を行いたいとの事で、今回に至りましたという事です。</p> <p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p> <p>では続きまして、議案第109号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>永渕委員調査報告をお願いします。</p>
永渕委員	<p>譲渡人と話をしましたが、声が聞き取りづらかったのですが、息子に譲るとの事でしたので、よろしくお願ひしますとの事でした。</p>
議長	<p>川崎委員よろしくお願ひします。</p>
川崎委員	<p>ここは地目は山林ですが、航空写真を見て頂けるとわかるのですが、ミカン畑となっています。土地改良区の受益地となっているので、確認をしましたが、受益地外となっていました。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ご意見ご質問ありませんか。</p> <p>事務局、山林という事ですが、地目が山林でも通さないといけないのですか。</p>
事務局	<p>今回地目が山林という事ですが、現況主義という事で、現況が畑の場合は3条でなければ所有者を変えることが出来ないという事で、申請をお願いしています。</p>

議長	ほかにご質問はございませんか。
議長	(異議なし)
議長	異議なしと認め原案通り可決します。 では議案第110号、農地法第4条の規定による証明願について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求める。事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は6ページとなっております。
議長	永石委員、調査報告をお願いします。
永石委員	場所は自宅の北側で、本人は一人という事で、太陽光という形で行いたいという事でよろしくをお願いします。
議長	石島委員、よろしくをお願いします。
石島委員	永石委員の報告のとおりです。よろしくをお願いします。
議長	では何かご意見ご異議等ありますでしょうか。 なければ採決を取ります。
議長	(異議なし)
議長	異議なしと認め、許可相当として県知事に意見を送付します。 つづきまして、議案111号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。

事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は9ページとなっております。</p>
議長	川崎委員調査報告をお願いします。
川崎委員	<p>この農地は土地改良区の受益地内でありまして、この土地の中に一部配管が埋設してありまして、土地改良区の方の手続きが終わっておらず、昨日理事長を交えて、配管を適切に使わない周りの同意書と許可申請をしていただいて、無事土地改良区の承認をしましたので報告します。</p>
議長	永淵委員をお願いします。
永淵委員	川崎委員の報告のとおりです。よろしくをお願いします。
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。議案127号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、事務局1番説明をお願いします。</p>
議長	
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	永淵委員調査報告をお願いします。

永淵委員	議案108号のとおりです。よろしく申し上げます。
議長	川崎委員調査報告をお願いします。
川崎委員	議案108号のうちで1つは家から離れているのもう耕作しないという事で、もう一つは家の近くなので再設定という事をお願いしたいという事でした。よろしく申し上げます。
議長	それでは何か意見はありますでしょうか。異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 では2番、3番は借手が同一でございまして、以前から借りているところがございますので、一緒に審議よろしいでしょうか。(異議なし) それでは2番3番事務局説明をお願いします。
事務局	(2番、3番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	小川委員調査報告をお願いします。
小川委員	貸借人にお話しして、以前から借りているとの事で、お願いしますとの事でした。3番については、貸し手が腰を怪我して農作業は難しくなってきたという事をお願いしたいとの事でした。
議長	それでは私の方からも報告します。 今言われた通りで、前にもされていて使用貸借でいいのかと確認したが、荒らさなければ良いとの事でした。
議長	それでは何か意見はありますでしょうか。異議ありませんか。 (異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>では議案113号と114号は同一の話ですのでよろしいでしょうか。(異議なし) それでは議案113号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画について。続きまして議案114号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構との貸借) 農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、事務局合わせて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>(議案113号) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>小川委員調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>貸し手に話を聞いたら公社に貸すからという事で、今年の秋に基盤整備をして行うという事で、借り手に話をきいたら、現在植えてあるみかんを秋に収穫して、その後玉ねぎを植えたいとの事でした。</p>
議長	<p>水田委員から調査結果を聞いてますか。</p>
事務局	<p>水田委員から調査報告を受けています。先ほど小川委員のとおりですが、お二人に確認をとりました。そして現地を見てきましたが、ミカンがうえてあり、抜根後に植えるとの事でした。よろしくをお願いします。</p>
事務局	
議長	<p>何かご意見等はありませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは原案通り決定します。</p> <p>その他事項として事務局。</p>
事務局	<p>(形状変更①説明)</p> <p>調査委員は永石委員さんと小道委員さんになっています。</p>

永石委員	周りは全部所有者の持ち物で、嵩上げをしたいとの事でもよろしくお願ひしたいとの事でした。
小道委員	永石委員の報告のとおりです。
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>(非農地証明願ひ①説明)</p> <p>調査委員は永淵委員と中尾委員です。</p>
永淵委員	現地を見てきましたが、よろしくお願ひしますとの事でした。
中尾委員	納得は行きませんが、後継者もおられない事から仕方ないと思ひます。
議長	<p>それではご異議ございせんか。</p> <p>異議なしと認め証明をしたいと思ひます。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願ひいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>それでは</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第26回総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年 7月 1日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 永 渕 久留美

議事録署名者 中 尾 昭 一